

印西図第212号

令和4年11月8日

印西市立図書館協議会 様

印西市立大森図書館

館長 秋谷 守



印西市立図書館の運営のあり方について（諮問）

このことについて、図書館法（昭和25年法律第118号）
第14条第2項より下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

印西市立図書館の運営のあり方について

2 諮問理由

（1）趣旨

印西市立図書館は、地域における情報やコミュニティの拠点として、子どもから高齢者まで一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己表現などにつながる生涯を通して学べる環境づくりのために、市内に図書館6館を整備し、図書館サービスの提供を行ってまいりました。

また、印西市では、「印西市公共施設等総合管理計画」及び「印西市公共施設適正配置実施方針」を踏まえ、各施設における集約化や複合化などの方策を具体的に推進していくための「印西市公共施設適正配置アクションプラン」が令和2年3月に策定され、その対策内容と実施時期として令和5年度から令和8年度までに、大森図書館・小倉台図書館について、「大規模改修終了後に指定

管理者制度の導入を進めます。」と挙げられています。
そのような中で、令和４年８月には、印西市子どもの文化連絡会から「印西市のよりよい図書館運営のために指定管理者制度を導入しないでください。」という内容の要望書が、４，７００人を超える署名と共に、市長、教育長に提出されました。

図書館においては、読書推進という役割に加え、市民生活の向上に貢献する様々な情報提供と学習支援を行い、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設となること。また、印西市に関する出版物や新聞記事など、地域に関する資料の収集、蓄積することが求められています。

（２）審議事項

図書館の特性なども考慮しながら、図書館を取りまく状況の変化、新たな課題に対応した印西市立図書館の運営のあり方について（運営主体「直営、指定管理者、部分委託も含め」）諮問するものです。